

公益社団法人埼玉県看護協会細則

第1章 総則

(細則の目的)

第1条 この細則は、公益社団法人埼玉県看護協会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員

(入会手続)

第2条 正会員になろうとする者は、所定の書面又は電磁的方法により入会の申し込みを行うとともに、入会金、当該年度の会費を納入しなければならない。

2 会長は、定款第6条にもとづき、理事会の承認を得た者について、会員名簿に登録し、会員証を交付する。

3 本会又は公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）を除名されてから5年を経過していない者は、入会を認めない。

4 会員が日本看護協会に正会員としての加入を申請するときは、日本看護協会の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(資格)

第3条 会員としての資格は、理事会において承認された日から、名誉会員としての資格は、総会において承認された日から取得する。

2 継続する会員であつて、県外に居住し、かつ退職等のため県内就業地を失ったときは、定款第5条第2項の規定にかかわらず本人の意思があれば、理事会の決議を経て正会員とすることができる。

(名誉会員)

第4条 名誉会員の推薦基準は、理事会で別に定める。

2 会長は、名誉会員の名簿を作成し、名誉会員証を交付する。

(除名)

第5条 会員を除名する場合は、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

2 会員の除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第6条 会員が会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れない。

(住所・就業地の変更)

第7条 会員が、その住所又は就業地を変更したときは、主たる事務所（以下「本部」という。）に届け出なければならない。

2 前項届出後においては会員の所属は、新住所又は新就業地の支部に変更される。

第3章 会費・入会金

(会費)

第8条 会費は、年額6,000円とする。

(納入期日)

第9条 会費は、本会の指定する日までに翌年度分を前納する。ただし、新規入会者についてはこの限りではない。

(入会金)

第10条 入会金は、36,000円とする。

2 入会金の納入は、次の方法によることができる。

- 一 一括納入 36,000円
- 二 3回分割納入 1回分 12,000円

(会費の使途等)

第11条 第8条の会費及び第10条の入会金は、30%以上50%以内を公益目的事業に使用し、残額をその他事業及び法人の管理業務に使用する。

(納付会費等)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及び入会金は、これを返還しない。

第4章 総会

(議長)

第13条 総会に議長団をおく。

2 議長団は、3名以上とし、総会において、その都度出席した会員の中から選出する。

3 議長は、議長団がこれを定める。

(総会における委任)

第14条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決を委任した者は出席したものとみなす。

(総会運営規程)

第15条 総会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 選挙

(役員等の選挙)

第16条 役員、推薦委員（以下「役員等」という。）は、会員の中から総会において選任する。

2 日本看護協会定款第12条及び第14条で定める日本看護協会代議員及び予備代議員（以下「代議員等」という。）は、会員の中から総会において選任する。

(役員候補者)

第17条 役員等に立候補しようとする者は、会員5人以上の推薦を受けて総会の4か月前までに第27条に定める選挙管理委員会に立候補の届け出をしなければならない。

2 会員が、他の会員を役員等の候補者として推薦しようとするときは、会員5人以上の推薦を受けて総会の4か月前までに第28条に定める推薦委員会にその旨を届け出なければならない。

3 推薦委員会は、別に定める役員及び推薦委員選任規程に基づき役員等被推薦候補者名簿を作成し、総会の2か月前までに選挙管理委員会に送付しなければならない。

4 選挙管理委員会は、役員等立候補者名簿及び役員等被推薦候補者名簿を総会の1か月前までに文書で会員に発表しなければならない。

(代議員等候補者)

第18条 代議員等に立候補しようとする者は、会員5人以上の推薦を受けて総会の2か月前までに選挙管理委員会に立候補の届け出をしなければならない。

2 会員が、他の会員を代議員等の候補者として推薦しようとするときは、会員5人以上の推薦を受けて総会の2か月前までに第28条に定める推薦委員会にその旨を届け出なければならない。

3 推薦委員会は、別に定める日本看護協会代議員及び予備代議員選任規程に基づき代議員等被推薦候補者名簿を作成し、総会の6週間前までに選挙管理委員会に送付しなければならない。

4 選挙管理委員会は、代議員等立候補者名簿及び代議員等候補者名簿を総会の1か月前までに文書で会員に発表しなければならない。

(選挙規程)

第19条 役員及び推薦委員選任規程及び日本看護協会代議員及び予備代議員選任規程は、理事会の決議により別に定める。

第6章 役員

(役員の定数及び選任)

第20条 理事の定数は10名以上16名以内とし、会長1名・副会長2名以内、専務理事1名、常務理事4名以内、保健師・助産師・看護師（Ⅰ・Ⅱ）の職能理事各1名以内、地区理事3名以内、准看護師理事1名以内とする。

2 監事の定数は、1名以上3名以内とし、保健師、助産師、看護師から各1名とする。

(理事の職務・権限)

第21条 会長は、定款第19条第2項に定めるもののほか次の職務を行う。

一 理事会の承認を得て、職能委員、常任委員、特別委員を任命する。

二 日本看護協会の地区理事として、日本看護協会理事会の構成員となる。

2 専務理事、常務理事の権限は、理事会が定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第22条 監事は、定款第20条に定めるもののほか、次の職務を行う。

一 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見をのべること。

二 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれのあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総会又は理事会に報告すること。

三 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に理事会を開催する旨の招集通知（その請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

四 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は、著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

五 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

第7章 理事会

(理事会の権限)

第23条 理事会は法令及び定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

一 会長の委嘱する委員の承認に関する事項。

二 必要ある場合の特別委員会の設置及び委員の承認に関する事項。

三 資産を預ける金融機関の選定に関する事項。

四 総会、支部長会からの委任・付議事項。

五 公認会計士、税理士による会計帳簿の検査に関する事項。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

3 前項の場合において、次の理事会でその結果を報告しなければならない。

(理事会の開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度の4半期ごとに1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき
- 二 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- 三 前号の規定による請求があった日から5日以内にその日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求した理事が招集するとき
- 四 第22条第3号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき、又は同号ただし書きの規定により、監事が直接請求するとき
(招集)

第25条 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

2 定款第27条第2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別な利害関係を有するときは、あらかじめ理事会で定めた理事がこれにあたる。

第8章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第27条 本会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、役員、推薦委員及び代議員等の改選に際し、その候補者の選挙に関する事項をつかさどる。
- 3 選挙管理委員は、会員の中から総会の議長が定める。
- 4 選挙管理委員は、5名とする。ただし、必要に応じて8名とすることができる。
- 5 選挙管理委員の任期は、選任された総会の翌日から1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選任する。
- 7 選挙管理委員長は、委員会を招集し、その議長となり、議事運営を行う。
- 8 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 選挙管理委員会の議事は、議事録に記載しておかなければならない。
- 10 選挙管理委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 推薦委員会

(推薦委員会)

第28条 本会に推薦委員会を置く。

- 2 推薦委員会は、役員、推薦委員及び代議員等の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
- 3 推薦委員は、9名とする。ただし、必要に応じて10名とすることができる。
- 4 推薦委員の任期は、選任された総会の翌日から1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 5 推薦委員長は、推薦委員の互選により選任する。
- 6 推薦委員長は、委員会を招集し、その議長となり、議事運営を行う。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員会の議事は、議事録に記載しておかなければならない。
- 9 推薦委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
(候補者の承諾)

第29条 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第10章 職能委員会

(職能委員会)

第30条 職能委員は、推薦委員会が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

2 職能委員の数は、職能委員会ごとに6名以上10名以内とする。

3 職能委員の任期は、定款第21条第1項の規定を準用する。

4 各職能委員長は、保健師、助産師、看護師（Ⅰ・Ⅱ）の職能理事の職にある者をもって充てる。

5 職能委員長は、委員会を招集し、その議長となり、議事運営を行う。

6 職能委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

7 職能委員会の議事は、議事録に記載しておかなければならない。

8 各職能委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職能別集会)

第31条 職能委員長は、日本看護協会の開催する職能委員長会及び集会に出席するものとする。

第11章 常任委員会等

(委員会)

第32条 本会に、次の常任委員会を置く。

- 一 教育委員会
- 二 組織強化委員会
- 三 広報委員会
- 四 学会委員会
- 五 認定看護管理者教育運営委員会
- 六 災害看護対策委員会
- 七 医療安全推進委員会

2 前項各号に掲げる委員会のほかに会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。

3 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査研究、企画等、会長の諮問事項を審議し、その任に当たる。

4 常任委員会委員は、6名以上13名以内とする。

5 常任委員会委員は、理事会の承認を得て会長が任命する。

6 常任委員会委員の任期は、定款第21条第1項の規定を準用する。

7 常任委員会委員長は、常任委員の互選により選任する。

8 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、議事運営を行う。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、認定看護管理者教育運営委員会については、出席委員の3分の2以上をもって決する。

10 委員会の議事は、議事録に記載しておかなければならない。

11 常任委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会の任務)

第33条 委員会は、次の各号に掲げる事項についてあずかる。

- 一 教育委員会は、継続教育に関する事項
- 二 組織強化委員会は、組織強化対策に関する事項
- 三 広報委員会は、広報に関する事項
- 四 学会委員会は、看護研究及び看護学会等に関する事項。

五 認定看護管理者教育運営委員会は、認定看護管理者教育に関する事項

六 災害看護対策委員会は、災害看護に関する事項

七 医療安全推進委員会は、医療安全に関する事項

(特別委員会)

第34条 特別委員会は、常任委員会に準ずる。

2 特別委員会は、任務が終了したときは解散する。

第12章 支部

(支部)

第35条 定款第4条の目的達成に必要な事業を行うために支部を置く。

2 埼玉県内を9の支部に分け、支部に支部役員を置く。

3 支部役員(支部長を除く。)及び支部の推薦委員は、支部総会において選出し、会長に報告する。

4 支部長を改選する場合、支部長は、予め理事会に支部長候補者を推薦しなければならない。

5 支部長は、理事会において選任する。

6 支部長は、本部と支部間の連絡調整に努める。

(支部規則の設定と変更)

第36条 会長は、理事会の承認を得て支部規則を作成する。

2 支部の運営については、支部規則に則り支部で決定する。

(支部長会)

第37条 支部長会は、会長の諮問を受けて本会及び支部の重要事項を審議する。

2 会長は、支部長会を招集し、その議長となる。

第13章 訪問看護ステーション

(訪問看護ステーション)

第38条 本会が開設する訪問看護ステーションは、次のとおりとする。

一 与野訪問看護ステーション

二 秩父訪問看護ステーション

三 川口訪問看護ステーション

四 鳩ヶ谷訪問看護ステーション

五 県南訪問看護ステーション

六 吹上訪問看護ステーション

七 西大宮訪問看護ステーション

2 訪問看護ステーションは、主として次の事業を行う。ただし、第二号の事業は前項第三号及び第五号の訪問看護ステーションでは行わない。

一 訪問看護事業

二 居宅介護支援事業

3 訪問看護ステーションに所長を置く。

4 所長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

5 訪問看護ステーションの組織、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 顧問

(顧問)

第39条 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営の基本的な事項について、会長の諮問に応じる。

4 顧問の委嘱期間は、2年間とする。

第15章 事務局

(事務局)

第40条 事務局は、次の4部とし、日本看護協会の事務処理も併せ行う。

- 一 総務部
- 二 事業部
- 三 教育部
- 四 訪問看護部

2 事務局に事務局長、各部に長をおくことができる。

3 事務局の任務、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(専務理事の任務)

第41条 専務理事は、会長の命を受けて事務局及び事務局業務を統括する。

(常務理事の任務)

第42条 常務理事は、常勤とし会長の命を受けて担当の事務につき、その業務を監督する。

(事務局職員)

第43条 事務局職員のうち重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。その他の職員は、会長が任免する。

2 事務局職員は、有給とする。

3 給与、諸手当等に関しては、理事会の承認を得て会長がこれを定める。

(引継事務)

第44条 役員が退任又は辞任した時は、後任者が就任した日から2週間以内に事務を後任者に引継がなければならない。

2 事務局職員も同様とする。

第16章 細則の変更

(細則の変更)

第45条 この細則の変更は、会費及び入会金の額を除き、理事会の決議によらなければならない。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年10月13日から施行する。(職能委員会)

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。(入会手続き)

附 則

この細則は、平成29年3月18日から施行する。(組織強化委員会)

附 則

この細則は、平成30年10月6日から施行する。(役員の定数及び選任、職能委員会)

附 則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。（委員会）

附 則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。（支部、事務局職員）

附 則

この細則は、令和７年３月１日から施行する。（訪問看護ステーション）

附 則

この細則は、令和７年５月１７日から施行する。（常任委員会等）